



顧問先に助成金最新情報の提供を！

「減産」「派遣切り」「リストラ」…。昨年のリーマン・ショックに端を発した景気不安により、いまや雇用調整のニュースを聞かない日はないと言っても過言ではありません。企業は、残業規制をはじめ、採用活動の縮小、一時休業、希望退職、整理解雇など、あの手この手でこの状況を乗り切ろうと努力しています。

しかし、雇用調整は手続きを一つ間違えると、トラブルになりかねません。

一度トラブルが発生してしまうと、人件費削減どころか、反対にトラブル解決費用がかかってしまいます。トラブルにならないためにはきちんとした手続きを踏まなければなりません。

今回のメルマガでは、国が力を入れている助成金を紹介します。

顧問先を倒産から防ぐ、そのとっておきの助成金とは・・・ご存知の方もいらっしゃると思いますが、昨年の12月と今年の2月に『雇用調整助成金』を拡充して、倒産防止の助成金の中小企業版として創設された『中小企業緊急雇用安定助成金』です。

会社の都合で仕事がなくなり（下請けさんで仕事が来なくなるなど）、社員の方にやむを得なく休んでいただくケース、つまり、会社都合の休業の場合には、労働基準法により休業補償（平均賃金の100分の60以上の手当）が必要になりますが、この助成金は、社員を一時的に休業及び教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される助成金です。

申請数は

20年11月・・・199事業所が申請・・・対象者は8,873人

12月より中小企業緊急雇用調整助成金制度創設の受理件数を含む

20年12月・・・1,783・・・138,549人

21年01月・・・12,640・・・879,614人（出典：厚生労働省HP）

11月と1月を比べると事業所数で64倍、対象労働者数で、なんと約99倍に増加しています。

それほど今、多くの中小企業が雇用の安定、企業活動を維持し将来の発展へと繋がる助成金として注目しています。

(1) 内容

中小企業の定義

下図に当てはまる企業が中小企業とみなされます。

小売業（飲食業を含む）	資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下
その他の業種	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

上記に該当しない企業は 従来からの『雇用調整助成金』を利用することになります。

受給期間

3 年間で 300 日（最初の 1 年間で 200 日を限度） 連続した利用が可能です。

受給金額

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の 5 分の 4。ただし、1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（7,730 円）が限度となります。教育訓練を実施した場合は、訓練費として 1 人 1 日当たり、6,000 円を加算します。もし休業と教育訓練を同時に行った場合は、7,730 円 + 6,000 円で最高 1 人 13,730 円 / 日が支給してもらえることとなります。

（2）具体的シュミレーション

【設定】

前年度 1 年間の賃金総額 200,000,000 円
 前年度 1 年間の平均雇用保険被保険者数 50 名
 年間所定労働日数 260 日
 1 人 1 日あたりの平均賃金（ ÷ ÷ ） 15,384 円
 休業手当の支給率 通常の賃金の 70%
 基準賃金額 15,384 円 × 70% = 10,768 円
 × 4/5（10,768 円 × 4/5） = 8,614 円（ 上限額 7,730 円）
休業 1 人 1 日あたり助成額 7,730 円

休業予定人数 50 名
 休業予定日数 2 日/月
 休業延日数 50 名 × 2 = 100 日

【助成額】

月 7,730 円 × 100 日 = 773,000 円
 このペースで一年間助成金が支給されるとすると・・・
 年 773,000 円 × 12 ヶ月 = **9,276,000 円!!**

中小企業緊急雇用安定助成金自体の各種要件は、今後もいろいろと変わることが予想されます

（3）申請にあたって

助成金の申請では様々な計画書類を作成しハローワークに提出します。就業規則等が整っていない会社はまずその整備から始めなくてはなりません。又、労働組合の代表と協定を結んだり、休業をさせる労働者には、法律で

定められている休業手当(平均賃金の60/100以上)が支払われていなければ、助成金の対象とはなりません。あまりにも沢山の書類が必要なために、諦めてしまう会社も相当数に上るとは思われますが、助成金の申請書類を作成することは、つまりは会社経営の中心部分を見直し、計画的な会社運営の見通しを立てることにもなります。雇用を維持し会社を続けていくためにも会社を基礎から見直し、助成金をうまく利用して、会社の存続、雇用の継続を目指して頂きたいと思います。



< 著者プロフィール >

北村 庄吾 氏 (監修) 担当: 酒井 明日子

ブレイン ((株)ブレインコンサルティングオフィス・総合事務所 Brain) 代表

1961年生まれ 熊本県出身 中央大学卒業。社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー。

TV、雑誌での「年金博士」として活躍。年金・医療保険等の社会保険制度や名ばかり管理職・サービス残業等の雇用問題に対して鋭いメスを入れる。著書に『大失業時代を生き抜く知恵300万円得する!「会社の辞め方」』(小学館)、『定年前後のお金の手続き』(Gakken) などがある。

代表を務めるブレインでは、PSRネットワークとして全国の社会保険労務士600名以上を組織している。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局 (株)日税ビジネスサービス 総合企画部)までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488